八十五　特発性間質性肺炎
八十六　肺動脈性肺高血圧症
八十七　肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
八十八　慢性血栓塞栓性肺高血圧症
八十九　リンパ脈管筋腫症
九十　網膜色素変性症
九十一　バッド・キアリ症候群
九十二　特発性門脈圧亢進症
九十三　原発性胆汁性肝硬変
九十四　原発性硬化性胆管炎
九十五　自己免疫性肝炎
九十六　クローン病
九十七　潰瘍性大腸炎
九十八　好酸球性消化管疾患
九十九　慢性特発性偽性腸閉塞症
百　巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
百一　腸管神経節細胞僅少症
百二　ルビンシュタイン・テイビ症候群
百三　ＣＦＣ症候群
百四　コステロ症候群
百五　チャージ症候群
百六　クリオピリン関連周期熱症候群
百七　全身型若年性特発性関節炎
百八　ＴＮＦ受容体関連周期性症候群
百九　非典型溶血性尿毒症症候群
百十　ブラウ症候群

○厚生労働省告示第三百九十四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年十月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ68416系統	ダウ・ケミカル日本株式会社

○農林水産省告示第千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川西町字取落七七五、七七六、七七九から七八二まで、七八四の一、七八九から七九六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町掛盤字三田六の一、七、字三田回り二〇の一から二〇の三まで、二一の二、二四の二、三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三田回り二〇の一・二〇の三・二一の二・二四の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町請ノ谷字大平三三、三六から四〇まで、五四の四、五五の一、五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平三三・三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七、三八、三九・四〇・五五の一・五五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字奥丸二五六の二、二五七の一、二五七の二、二五八の一、二六〇の一、二六〇の二、字上谷四四〇

二　指定の目的　水源の涵養